

令和6年1月～3月採用 静岡市会計年度任用職員採用選考案内
 (こども園パートタイム保育教諭・保育補助員)

1. 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
会計年度任用職員 (こども園パート タイム保育教諭)	130人程度	市立こども園等における子どもの教育・保育業務
会計年度任用職員 (こども園パート タイム保育補助員)	10人程度	① 市立こども園等における教育・保育業務の 補助全般 ② 園児送迎時の補助 ③ 午睡時の見守り ④ 遊び、給食の準備及び片付け ⑤ 園内外の清掃・環境整備 ⑥ 園行事等の準備

2. 勤務条件等

採用予定年月日	令和6年1月1日以降随時 ※採用日は、原則として申込日の翌々月1日ですが、それ以前に採用されることがあります。		
任用期間	採用日から令和6年3月31日まで ※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。(地方公務員法第22条の2第7項)		
勤務場所	静岡市立こども園54園、待機児童園3園のうちいずれか(別紙参照) ※敷地内禁煙		
勤務時間・報酬額等	職種	勤務時間	報酬額等
	保育教諭	月曜日から土曜日の7:00～19:15の間で各園が必要とする時間 例1) 早番 7:00～11:00の中で3時間又は4時間 ・3時間の場合 週15時間(3時間×5日) ・4時間の場合 週20時間(4時間×5日) 例2) 遅番 15:15～19:15の中で3時間又は4時間	時給1,133円 (実績払い)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時間の場合 週 15 時間 (3 時間× 5 日) ・ 4 時間の場合 週 20 時間 (4 時間× 5 日) <p>例 3) 7:00~19:15 の中で 7 時間 週 35 時間 (7 時間× 5 日)</p> <p>例 4) 午睡・昼休み対応 11:00~17:00 の中で 4 時間 週 20 時間 (4 時間× 5 日)</p>	
	保育補助員	<p>月曜日から土曜日の 7:00~19:15 までの間で各園が必要とする時間</p> <p>例 1) 早番 7:00~11:00 の中で 3 時間又は 4 時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時間の場合 週 15 時間 (3 時間× 5 日) ・ 4 時間の場合 週 20 時間 (4 時間× 5 日) <p>例 2) 遅番 15:15~19:15 の中で 3 時間又は 4 時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時間の場合 週 15 時間 (3 時間× 5 日) ・ 4 時間の場合 週 20 時間 (4 時間× 5 日) <p>例 3) 7:00~19:00 の中で 7 時間 週 35 時間 (7 時間× 5 日)</p>	時給 1,009 円 (実績払い)
	<p>※勤務時間は原則として、月曜日から金曜日の 7 時 00 分~19 時 15 分までの間で各職種、各園の人員配置状況により、勤務時間が異なります。</p> <p>※休憩時間が 1 時間あります。(1 日 4 時間を超える勤務の場合)</p> <p>※時間外 (休日) 勤務の場合があります。</p> <p>※勤務シフトによっては土曜日勤務があります。</p> <p>※その他、時間外勤務手当、休日勤務手当、費用弁償 (通勤) 等が「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。</p>		
休日等	週休日 (日曜日及び月曜日から土曜日の内いずれか 1 日) 及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日。		
休暇等	疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出生サポート・出産・忌引・看護・両立支援等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇、社会保険等 (勤務時間等により加入しま		

	す。)があります。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です。(事前の届出が必要となります。)

3. 受験資格

以下の要件を満たす人

(1) 次のいずれにも該当しない人 (地方公務員法第16条)

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 保育教諭受験者は上記(1)に加え、次のいずれにも該当しない人 (学校教育法第9条)

- ア 禁錮以上の刑に処せられた者
- イ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ウ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

(3) 保育教諭受験者は保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する人

※令和7年3月31日までは、保育士資格又は幼稚園教諭免許のいずれかを有していれば「保育教諭」となることができるとする資格の特例期間が設けられています。

(注) 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 選考の実施日時等

原則として申込日の翌月初旬 ※集合時刻等は別途通知します。

5. 選考の内容

面接試験

6. 申込方法

申込方法	郵送又は持参
申込受付期間	令和5年11月1日(水)から令和6年1月31日(水)まで《必着》 ※消印有効ではありません。 ※持参の場合、8時30分から17時15分まで。 土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
提出書類	① 静岡市会計年度任用職員(こども園職員)採用申込書 ② 履歴書(こども園課所定のもの・写真貼付) ③ 保育教諭受験者は保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し(A4版サ)

	<p><u>イズ</u>)</p> <p>※両方の資格をお持ちの方は両方の資格証等の写しを提出してください。</p> <p>※資格証等の取得後、<u>氏名等の変更事由が生じた者は、更新後の写しを添付してください。</u></p> <p>※提出書類及び面接時に取得した個人情報、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。</p> <p>※提出された書類は返却しません。</p> <p>※採用選考申込書は必ず本人が記入してください。</p>
申込先	<p>勤務希望の市立こども園に郵送または持参してください。</p> <p>※<u>必ず各こども園に事前に連絡</u>のうえ、お申し込みください。</p> <p>※封筒の表に「<u>採用選考申込書</u>」と<u>朱書き</u>してください。</p>

7. 結果通知

合否にかかわらず、選考日から2週間以内に文書で全員に通知します。

8. 問合せ先

静岡市役所 子ども未来局こども園課 管理第1係 電話 054-354-2638

※ただし、8時30分から17時15分まで。

土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。

静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>

[トップページ]→[市政情報]→[静岡市のご案内]→[職員採用]→[非常勤・会計年度任用職員]→[令和6年1月～3月採用 会計年度任用職員（こども園パートタイム 保育教諭・保育補助員）募集について]